

アベノジャーナル Journal

木下吉信市政報告機関誌

発行所 木下会事務局 ☎06-6621-2651
http://www.kinoshita-yoshinobu.com/
E-mail:kinoshitakai@oct.zaq.ne.jp
〒545-0021大阪市阿倍野区阪南町1-52-13
発行責任者 寺田 武 年2回(1月・7月)発行

協定書の基本方針案が 維新・公明で可決！ 住民投票は11月実施へ

住民投票は 11月1日か8日!?

大阪市を廃止して特別区に再編する「大阪都構想」の設計図となる協定書の基本方針案が、維新・公明の賛成多数で可決・承認されました。

これは昨年12月26日に開催された第31回の法定協議会で、区割り案と名称、区庁舎の設置場所や特別区の設置日の他、各区議会議員の定数や府と特別区の事務分担など基本的な方向性について採決が行われたもので、前述の通り維新と公明の委員が賛成した為、可決・承認されました。今後はこの基本方針に沿って細部の詰め作業が行われ、協定書の最終案として取りまとめられる事になります。

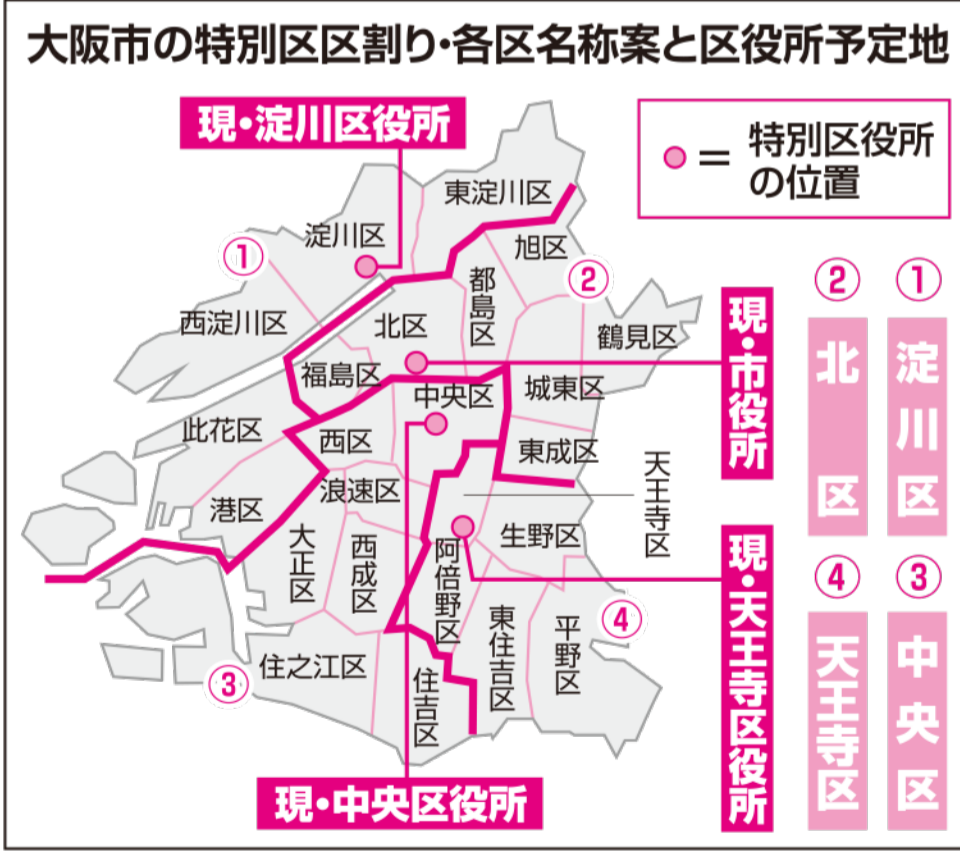
今回の可決・承認により、都構想の基本的な骨格部分が確定し、順調に進めば、今年11月にも2度目の住民投票が行われる見通しとなりました。

法定協議会でとりまとめられた協定書案(最終案)は総務省のチェックを経て総務大臣の承認を受けなければなりません。総務省のチェック段階で不備が指摘されれば、再度法定協議会で修正協議を行い、議決をやり直します。

総務大臣の承認を得た協定書は、府市両議会に諮られ、議決後60日以内に住民投票を行う事が大都市法で定められています。

吉村知事や松井市長は協定書の最終案を6月までに完成させて、総務省とのチェック協議に入りたいとしています。

その上で、大臣の承認が取れ次第、府市両議会に諮り議決が得られれば、11月の下旬に住民投票を実施したいとの事です。



可決された基本方針案(抜粋)

【区 割 り】	大阪市を廃止して4つの特別区に再編(区割り案と区庁舎は別図参照)
【設 置 日】	令和7年(2025年)1月1日
【庁舎整備】	新庁舎は建設せず、現区役所など既存庁舎を活用 現市役所庁舎は、合同庁舎として活用
【財 源】	業務分担に応じて配分 当初10年間は4特別区に200億円を追加配分 (1特別区当たり、年間約5億円の追加となる)
【議員定数】	4特別区で合計83人(大阪市議の各区定数に準ずる)
【事務分担】	【大阪府・特別区・4特別区の合同事務組合に振り分ける】 〈大阪府〉…消防・水道・港湾などの広域行政 〈特別区〉…教育・福祉などの住民サービス 〈事務組合〉…介護保険事業、住民基本台帳などのシステム管理

都構想とは…

橋下徹知事の時代に産声をあげた維新の会の看板政策で、政令指定都市である大阪市を廃止して東京都のような特別区に再編整備しようとするものです。

当時は「府と市の二重行政の無駄を解消する」唯一の手段として注目されましたが、現在では多くの二重行政が解消されており、特別区設置後の行政サービスが低下するのではないかと、その意見もあります。そこで法定協議会等で指摘された、いくつかの主な課題を検証し、皆さんに考えていただきたいと思っています。

都構想の課題!!

～法定協等での議論より～

2025年1月1日

大阪・関西万博は、2025年4月13日に開幕します。万博の直前に特別区が設置されるとなると、役所の引越や、人事異動など、行政事務に追われて万博開催に影響はないのか？

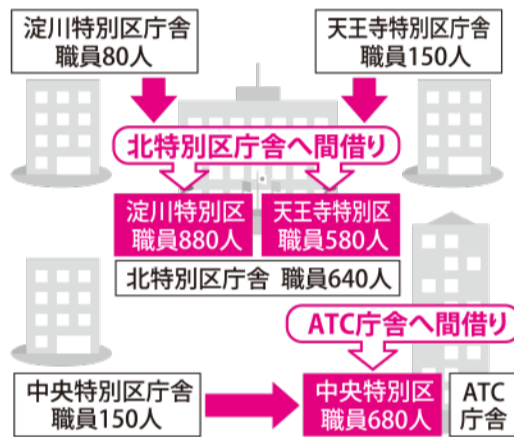
さらに、1月1日の設置となると市長も市議員も失職する為50日以内(2月19日まで)に特別区長と区議会議員の選挙を執行しなければならず、さらに行政事務が煩雑になるのではないかと？

特別区庁舎問題(別図参照)

特別区設置時のコスト抑制の為、新たな庁舎建設はせず、既存庁舎を活用するとの事で、淀川特別区では880人、天王寺特別区では580人の職員が現在の市役所庁舎に間借り勤務する他、中央特別区でも680人が南港のATC庁舎に勤務する事になります。大半の

職員が、特別区庁舎にいない状態で、本場に「ニアイスベター」の行政サービスが提供できる体制となるのか、災害時等の危機管理体制についても、きちんと対応できるのか疑問です。

どの部署が間借り庁舎で従事するのか等、法定協議会で詰めの議論が行われる事もなく、根本的な将来の庁舎のあり方についても全く議論されておらず、「コストの抑制」ではなく「コストの先送り」と言うべきではないでしょうか？



福祉と医療

大阪市社会福祉協議会は廃止され、新たに4つの特別区社会福祉協議会が設置されます。これまで、生活福祉や老人介護、子育て支援、障害者対応などのサービスを提供してきた24区の社会福祉協議会も廃止される事に

なっており、これらのサービスをどのような形で継承していくのか議論されています。

また、急病診療所を運営する大阪市救急医療事業団も廃止対象で、これらの事業の継承についても検討されています。

大阪市では、外郭団体をはじめ、関係団体と連携して様々な施策や事業を実施してきましたが、大阪市の廃止に伴いすべての関係団体が廃止される可能性もあることから、住民サービスへの影響が懸念されています。

市民のものは府民のもの?

大阪府に移管される資産は、永年にわたって市民の税金等で築き上げてきたものであり、本来大阪市民、つまり4つの特別区民の貴重な財産であるべきです。中には市民の寄附によって取得した土地建物等も含まれており、寄附者の意を重んじるのであれば、特別区の財産とすべきであります。

松井市長は、昨年11月7日の決算特別委員会で、「大阪市民は大阪府民でもあるから、大阪府に資産を移転しても問題ない。」と発言されました。この理屈がまかり通るのであれば、全国47都道府県は傘下の市町村の財産を奪う事ができる訳で、極めて乱暴な発言であります。

総論

紙面の都合で、財政問題については割愛させて頂きましたが、先日、維新の府議と話しした内容をご紹介します。

「現在の大阪市は、大阪府の中で、税収・インフラ・行政サービス等どれを取っても一人勝ちしている。大阪府全体のバランスを考えた時にそれらの財源を府下市町村に分配する事で府域内の格差を解消して、行政サービスの向上を図る事ができれば、大阪府民全体の底上げにつながるから、都構想は必要なんです。」と言われました。

つまり、大阪市の財源や権限を大阪府で二元管理して、府下市町村に分配するという事は、明らかに大阪市民は損をするという事になる訳で、これが都構想の本質であると確信しました。大阪市民にとって市民生活の向上につながる施策であれば、積極的に推進して頂きたいと思いますが、『市民のものは府民のもの』という市長発言に象徴されるように、具体的なメリットが見えない状況で軽々に同意する事はできません。最後は、市民の皆さんの投票で決められる事になりますが、特別区を設置してしまうと、法律上、二度と大阪に戻す事はできません。改めて、よくお考えいただきたいと思っています。

都構想のこれまでの経過

迷走する公明党

府議会では単独過半数の議席を獲得した維新も市議会では過半数に届いておらず、常に公明が協力する形で条例案などの一般議案を可決してきました。

都構想の過去の経過を見ても、維新と公明との間で交わした密約文書が公表されるなど、その蜜月ぶりがそれぞれの場面で明らかになってきました。

これまで公明は、大阪市を廃止する「都構想には反対」の立場で、大阪市を残して効率的な行政運営を推進する「8区再編の総合区案」を対案として提出。法定協議会で総合区案も議論する条件で協議会に参加してきました。

ところが統一地方選の結果を受けて、公明の態度が一変。条件付きながら「都構

想賛成」へと方針を転換しました。これまで主張してきた総合区案もあっさり取り下げ、6月の第24回法定協議会では「都構想に賛成の立場で議論を展開する」と意見表明し、潮目が変わりました。

政党として、都構想に賛成するという事は、政令指定都市としての大阪市を廃止しても構わないという事であり、この点についての

市民への説明は、「統一地方選の結果を民意として重く受け止めた」でした。

都構想を巡るこれまでの経過

2008年(H20)	2月	橋下徹氏が知事に就任	
2010年(H22)	4月	都構想を掲げ大阪維新の会設立	
2011年(H23)	11月	橋下氏が知事を辞職して市長選に、松井一郎氏が知事選に出馬共に初当選を飾る	
2012年(H24)	8月	根拠法となる「大都市地域特別区設置法」が成立	
2014年(H26)	10月	府・市議会でも都構想の制度案が自民・公明等の反対で否決	
	12月	衆院選を経て公明が「都構想には反対だが住民投票を容認する」と方針転換	
2015年(H27)	3月	府・市議会でも都構想の制度案が維新・公明の賛成で可決	
	5月	住民投票実施 約1万票差で否決され、橋下氏が政界引退を表明	
	11月	都構想再挑戦を掲げ松井知事再選、吉村洋文氏は市長初当選	
2018年(H30)	12月	住民投票の時期を巡り、維新と公明の協議決裂この時、松井知事が公明との密約文書を公開	
2019年(H31)	3月	2度目の住民投票に向けた工程案が維新以外の反対多数で否決	
	4月	松井知事と吉村市長が辞職し、立場を入れ替えて出馬	
	(R元)	5月	松井氏・吉村氏共に初当選 維新はダブル選効果で府議選で過半数、市議選でも圧勝
	5月	統一地方選の結果を受け、公明が翻意。 「都構想に賛成の立場で住民投票容認」を決定	
	6月	自民府連が是々非々の立場で議論に参加し、 「住民投票で決着をつける方針」を決定	
12月	都構想の法定協議会が再開(公明が都構想賛成を表明) 制度案の基本方針案の採決で維新と公明が賛成し可決		



採決で起立する維新と公明の委員(12月26日 法定協議会)

維新と公明の間で政治的な交渉が行われたかどうかは解りませんが、統一地方選の結果だけで大阪市を廃止しても良いという判断が、きちんと市民に理解されるのが今後のポイントです。

公明が求めた4条件

- ① 特別区設置の為のコスト抑制
- ② 現行の住民サービスの維持
- ③ 各特別区への児童相談所の設置
- ④ 現区役所での窓口サービスの維持

緊急 タウンミーティング

『今さら聞けない都構想』

～私たちの暮らしはどーなるの?～

2/22(土) 午後7時～
阿倍野区民センター 大ホール

入場無料!! (主催)自民党・大阪市議団

都構想の住民投票が11月にも行われる事がほぼ確実な状況となりました。都構想の中身について、市民の皆様にご理解頂く為にパネルディスカッション式のタウンミーティングを開催します。お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

参加予定のパネリスト



元・大阪市内議員 柳本 顕 先生



大阪市議団 幹事長 北野 妙子 先生



フリージャーナリスト 吉富 有治 さん



京都大学院 公共政策論 助教 川端 祐一郎 先生

